

Q13 自立活動の時間は、どのくらい必要ですか。



特別支援学級担任

自立活動の時間は設定できていません。特別支援学級の国語や算数の時間の中で、自立活動の目標を意識していますが、これでよいのでしょうか。



通級指導教室担当

12名の児童が通級を利用してしており、週当たり1、2時間しかとれません。この程度の時間でよいのでしょうか。



特別支援学級担任

特別支援学級の限られた授業時間の中で扱うことができる時間が少なく、どうしたらよいのでしょうか。

A 児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めます。

自立活動は、個々の児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達等に即して指導を行うものであるため、自立活動の時間にあてる授業時数も、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じて適切に設定される必要があります。そこで、各学年における自立活動にあてる授業時数については、一律に授業時数の標準としては示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようになっています。

ただし、授業時数を標準として示されていないことから、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではありません。また、特別支援学級において、学校の教育活動全体を通じた指導を行っていることで、時間における指導を設けなくてもよいということもありません。**必ず、教育課程上に自立活動の時間を設ける必要があります。**

通級による指導においては、平成5年文部省告示第7号により、障がい種ごとに授業時数の標準が示されています。

	授業時数(年間)	授業時数(週あたり)
一 言語障がい者 二 自閉症者 三 情緒障がい者 四 弱視者 五 難聴者 八 その他障がいのある者(肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者)	年間35～280単位時間までを標準とする	週あたり1～8単位時間
六 学習障がい者 七 注意欠陥多動性障がい者	年間10～280単位時間までを標準とする	月あたり1単位時間～週あたり8単位時間

学習上及び生活上の困難が多いから時数が多くなるとは一概に言えません。

また、特別支援学級において、交流学級の国語と算数(数学)のみ特別支援学級で授業をするような画一的な教育課程を編成していると、自立活動の時間が窮屈になります。自立活動だけでなく、個々の児童生徒の実態に応じた教育課程の編成が求められています。

